



【会員種別の月会費】

会員種別	料金
一般会員	¥ 7,400
メディカル会員	¥ 5,500
ポストリハビリ会員	¥ 13,500 ¥ 21,500

* 登録管理料 ¥ 5,000 (初回のみ共通)

【営業時間】

平日：9：30～20：00
土曜：9：30～17：00
日祝日は休館日

メディフィット回生会とは？

施設の概要

当施設は熊本では数少ない疾病予防施設であり、医療の監視下において、若い方から高齢者まで、アスリートから有疾患者まで幅広い方を対象にご利用できます。メディフィット回生会では医師をはじめ理学療法士や健康運動指導士といった専門性の高いスタッフを配置していますので、ご利用者はいつでも専門的なアドバイスを求めることができます。



指定運動療法施設

厚生労働大臣認定 健康増進施設

医療法 42 条施設

医療費控除ご希望やお問い合わせについて

電話：096-237-3118 (直通)

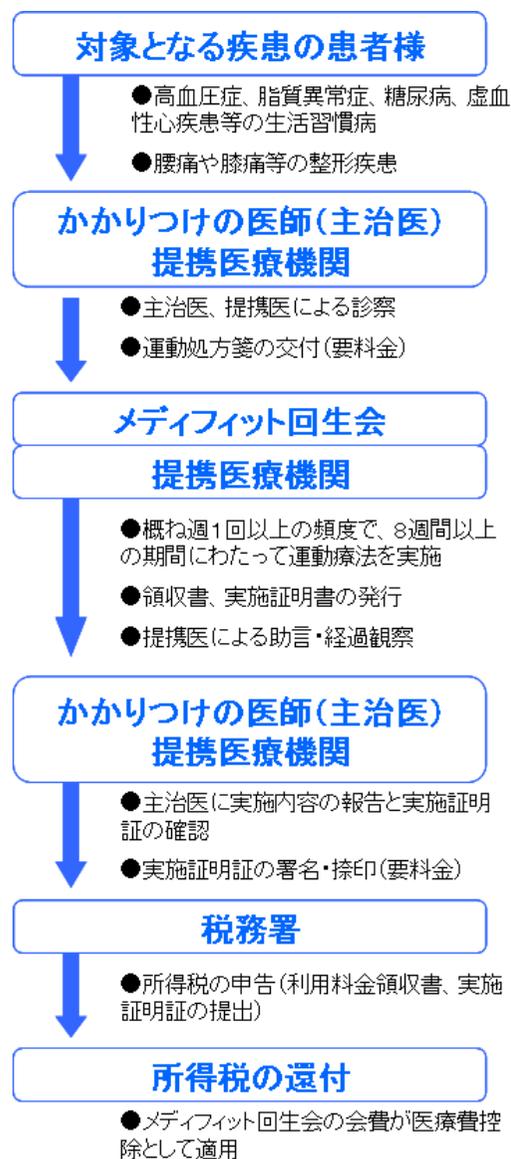
メール：fit@reha-kaiseikai.or.jp

ご連絡ください。



メディフィット回生会の
月会費が医療費控除と
して適応されます。

【医療費控除の流れ】



厚生労働省認定

『指定運動療法施設』とは？

平成4年に厚生省が成人病（現在は生活習慣病）などに治療効果がある運動療法を、特定の施設『指定運動療法施設』で運動した場合にその費用を治療費とみなし、医療費の控除対象にするというものです。

- 医師により**運動処方せん**を発行された方がメディフィット回生会を利用した場合、**会費が医療費控除**として適用され**所得税の還付**を受けることができます。

メディフィット回生会『指定運動療法施設』と他の運動施設との違いは？

- ・運動や各種測定を行う設備が整っています。
- ・理学療法士（国家資格）、健康運動指導士の専門の人材がそろっています。
- ・当院の健康スポーツ医（日本医師会認定）と連携して随時指導・助言を受けることができます。

医療費控除とは？

医科および歯科受診の保険治療費・保険外治療費および、交通費が対象となります。ご家族で年間合計10万円を超える場合、医療費控除を受けることができます。医療費控除の対象は、納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費です。

参考例)

課税される所得が400万円（所得税率20%）で、1年間に40万円の医療費を払い、保険金で10万円が補てんされた場合



医療費40万円－保険金10万円－10万円＝医療費控除額20万円

医療費控除額20万円×所得税率20%＝還付金4万円

（＊税率は所得に応じて変わります）

- 控除の対象となる疾病
- ・ 高血圧症、脂質異常症、糖尿病、虚血性心疾患等の生活習慣病
- ・ 腰痛や膝痛などの整形疾患
- ・ その他、運動療法を行うのが適当であると医師が判断した疾患